

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	10 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から同年3月までの期間及び45年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から同年3月まで  
② 昭和45年1月から同年3月まで

夫、息子の年金記録を調べていたら、不合理な部分が出てきた。申立期間は、当家では家族3人一緒に国民年金保険料を納付していたことが先般の年金記録確認第三者委員会で認められ、申立てをした夫と息子があっせんされた。このことから判断すると、申立期間は既に保険料を納付していたにもかかわらず、特例納付しているので、その分は重複納付をしたことになる。特例納付分を還付してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の特例納付をはじめ、国民年金に加入していたすべての期間の保険料を納付している。

また、申立期間①においては、夫の保険料は現年度納付済みとなっている上、申立期間②を含め申立期間前後の納付状況をみると、確認できるかぎり夫婦又は家族3人分の保険料を納付期限内に納めており、納付意識が高かったことがうかがわれ、申立期間のみ現年度において未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を既に納付していたものと認められ、昭和39年1月から同年3月までの期間及び45年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、特例納付により重複して納付されているものと認められることから納付記録の訂正を行うことが必要である。

## 宮城国民年金 事案 727

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間及び平成 11 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで  
② 平成 11 年 7 月

結婚後、国民年金保険料の納付は妻に任せており、申立期間の保険料も妻が納付している。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①は 6 か月、申立期間②は 1 か月といずれも短期間であるとともに、申立人は、20 歳から 60 歳に達するまで国民年金に加入しているところ、申立期間を除いては国民年金保険料をすべて納付しており、保険料を納付していたという申立人の妻の年金に対する意識は高いことがうかがえる。

また、申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録によれば、平成 13 年 3 月 19 日に社会保険事務所から納付書が発行されていることから、年金に対する意識の高い申立人の妻が、納付書を受け取りながら納付していないとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から48年3月まで

昭和40年10月に結婚し、夫が私の国民年金への加入手続や保険料の納付を行っていた。

夫が事業に失敗し離婚したため、保険料を納付したときの詳しい状況は確認できないが、元夫と義母の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料だけが未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和48年4月27日に夫婦連番で払い出されたことが確認でき、また、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、48年4月から56年4月に離婚するまで、申立人と元夫が国民年金保険料をほぼ一緒に納付していたことが確認できる。

申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの保険料については、元夫の分が48年11月に過年度納付されているところ、夫婦の48年4月から同年11月までの保険料も同月に納付されていることから、申立人の分も元夫と一緒に過年度納付されたと考えるのが自然である。

一方、上記期間を除く申立期間については、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市が保管する上記名簿によれば、元夫の保険料は、第2回の特例納付で納付されたことが確認できるが、申立人については、特例納付されていたとすれば保管されているはずの社会保険庁の上記台帳が無く、A市が保管する上記名簿でも納付記録が確認できない。

また、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、保険料を納付していた元夫に聴取しても、保険料の納付状況等についての明確な供述が得られず、ほかに、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和26年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月1日から同年11月1日まで  
社会保険事務所の記録では、A社に係る厚生年金保険の資格取得が昭和26年11月1日と記録されているが、私は、同年9月1日から勤務しており、保険料控除の事実が確認できる給与明細書があるので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に昭和26年9月1日から継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、元役員は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 2 月 1 月から同年 4 月 4 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 事業部（現在は、C 社。）における資格取得日に係る記録を 43 年 2 月 1 日、資格喪失日を同年 4 月 4 日とし、同年 2 月及び 3 月の標準報酬月額を 2 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 2 月 1 日から同年 4 月 4 日まで

私は、昭和 42 年 4 月から同年 9 月末ごろまで、D 事業所に勤務したが、社会保険事務所に当該期間における厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加入記録が無いとの回答であった。

また、昭和 43 年 2 月 1 日に A 社 B 事業部に就職し、会社の都合もあって、同年 4 月 4 日に同社 E 事業部に転勤したが、社会保険事務所に当該期間における厚生年金保険の加入記録を照会したところ、同社 E 事業部における同年 4 月 4 日資格取得の記録はあるが、同社 B 事業部での加入記録は無いとの回答であった。

いずれの期間も勤務したことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であった期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が所持する C 社発行の勤務証明書及び C 社が保管する人事記録から判断すると、申立人が昭和 43 年 2 月 1 日から同年 4 月 4 日まで A 社 B 事業部に勤務していたことが確認できる。

また、A 社 B 事業部において申立人と前後する時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員 9 名のうち、入社日を確認できない 4 名

を除く5名全員が入社日と資格取得日とが同一であることから、当該事業所では申立期間当時、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いであったものと考えられる。

これらを総合的に勘案すると、申立人についても申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①については、申立人が同僚2名の氏名、職務内容等を記憶していること、及びその後に勤務したとするC社が保管している人事記録の記載内容から、申立人がD事業所に勤務していたと推認される。

しかし、当該事業所において申立人と同様に内勤業務に従事した複数名の臨時職員に聴取したところ、「当該事業所では臨時職員として採用された者が何年か継続して勤務すると、厚生年金保険に加入させてもらえる取扱いだったと思う。」との証言が得られ、かつ、当該事業所で勤務した内勤の臨時職員6名に係る入所日と厚生年金保険被保険者資格取得日を対比すると相当期間の差異が存することから、当該事業所では内勤の臨時職員に関し、入所と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれることから、勤務期間が6か月と短期間であった申立人の場合についても厚生年金保険への加入手続が行われなかったものと考えられる。

これら申立内容及び収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和43年4月の社会保険事務所記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年2月及び3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人が主張する標準報酬月額（18万円）に相当する厚生年金保険料を、事業主より給与から控除され、かつ、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は当該額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を18万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和37年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成元年10月1日から2年9月1日まで

私は社会保険庁のホームページから、自分自身の厚生年金保険加入記録を確認したところ、平成元年10月の定時決定時の標準報酬月額が16万円となっていることが判明した。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる当時の給与明細書等はないが、平成元年の算定基礎届時の控えを会社で保管しており、平成元年10月の定時決定時の標準報酬月額は18万円が正しいので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務する事業所である、A社B支店が保有する厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書の事業所控えによると、申立人の平成元年10月の標準報酬月額は、18万円であることが確認できる。

また、C健康保険組合が保有する健康保険被保険者名簿によると、申立人の平成元年10月の標準報酬月額は、18万円と記載されていることが確認できる。

さらに、C健康保険組合では、平成20年5月27日付けで、D社会保険事務所長に対し、申立人の平成元年10月1日の定時決定における標準報酬月額が、18万円であることを証明する文書を発出している上、聴取結果においても、「16万円という社会保険庁の記録は誤りで、18万円が正しい。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る平成元年10月の定時決定時の標準報酬月額を18万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（14万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を14万2,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月21日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の標準報酬月額の記録について照会したところ、A社B事業部での被保険者資格取得時の標準報酬月額が違っていることが分かった。

私は、昭和49年1月にA社C事業部から同社B事業部へ異動しているが、標準報酬月額が大きく下がっているのは会社側の届出の誤りであると考えられ、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は8万6,000円となっていることが確認できる。

しかしながら、A社B事業部が保管するD健康保険組合から交付された「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は14万2,000円で決定されていることが確認できる。

また、申立人は、昭和49年1月21日のA社C事業部から同社B事業部に転勤になっているが、転勤先での勤務形態、業務内容に変更は無かったと供述している。

さらに、被保険者原票では、申立期間直前の標準報酬月額は14万

2,000 円で、申立期間直後は 20 万円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（14 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が保管する「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によると、事業主が申立人に係る報酬月額を 8 万 6,030 円と届け、それに基づき、社会保険事務所が標準報酬月額を 8 万 6,000 円と決定していることが確認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、昭和39年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得し、同年5月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については1万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年5月1日まで

昭和39年4月1日から同月30日までA事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、当該期間については加入記録が無い旨の回答を受けた。

当時交付された厚生年金保険被保険者証には、初めて資格を取得した日が、昭和39年4月1日と記載されており、採用された日である同日に厚生年金保険に加入したはずである。

また、A事業所での研修終了後に配属されたB事業所での2か月間の加入記録は残っており、最初の1か月だけ記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する厚生年金保険被保険者証及び社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から、申立人が昭和39年4月1日にA事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、その時に払い出された記号番号を用いて、昭和39年5月1日にB事業所で被保険者資格を取得している。

加えて、記号番号払出簿には、申立人と同日に番号の払出しを受けている128名について、資格取得を取り消したかのような記載が見られるが、取消処理を行った日付、事由等の記載は無い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、被保険者資格に係る有効な取消処理があったとは認められず、昭和 39 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、B 事業所における記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月16日から51年4月1日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険加入記録について社会保険事務所に照会したところ、昭和50年8月16日に資格喪失となっており、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、昭和43年5月1日にA社に入社し、48年7月からB事業所に出向後、51年3月31日まで勤めたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の業務内容に関する供述、雇用保険の記録及び申立人と同じ業務に従事していた元同僚の厚生年金保険の記録から判断すると、申立人が昭和51年3月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 宮城国民年金 事案 721

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 55 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月から 55 年 1 月まで

私は、社会保険事務所に照会したところ、申立期間の国民年金保険料について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間については、昭和 51 年 12 月に友人と一緒に A 市役所へ国民年金の手続に行った。そのとき、市の担当者から付加年金の話があり、二人とも付加年金の手続をしている。1 期 3 か月ごとに納付した記憶がある。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、A 市において、昭和 55 年 2 月 22 日に任意加入したことが確認でき、任意加入では、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできない。

さらに、申立人の友人は、昭和 51 年 12 月に申立人と一緒に市役所に行ったと思う旨の回答をしているが、昭和 51 年 12 月ごろの国民年金手帳記号番号払出簿には、当該友人の氏名はあるが、申立人の氏名は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 宮城国民年金 事案 723

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月から同年 8 月まで

社会保険事務所に国民年金加入状況について照会したところ、昭和 51 年 2 月から同年 8 月までは納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。

この期間は、私が A 町（現在は、B 町）に戻り、地元の会社に就職するまでの期間に当たり、一緒に住んでいた母に保険料を渡していたので、母が自分自身の分と私の分とを納税組合に納めていたはずである。国民年金加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母も高齢で、申立期間当時の状況を聴取することができないため、国民年金の加入手続や保険料の納付については明確でない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 1 月 14 日に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間当時住んでいた A 町（現在は、B 町）に申立人の国民年金被保険者名簿は存在しない。

加えて、申立人は、申立期間に係る保険料について、申立人の母が納税

組合に納めたと主張しているが、現在、当該納税組合は存在しておらず、当時の集金状況に係る証言を得ることもできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 宮城国民年金 事案 724

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 12 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月から 49 年 3 月まで

昭和 46 年 12 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間は未加入期間との回答をもらった。

国民年金は昭和 46 年 12 月に加入し、A 市発行の納付書で期限までに銀行で私自身が納付していた。この期間を加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 5 月 31 日に払い出されており、A 市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳では 51 年 4 月 15 日に資格取得していることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができず、納付書の発行も行われなかったものと推察される。

さらに、申立人から聴取しても、納付時期や納付金額等についての記憶が不明瞭であり、国民年金への加入、保険料の納付をしていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 宮城国民年金 事案 725

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 57 年 7 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月まで

申立期間については、A 市役所窓口でさかのぼって納付したと記憶している。未納期間があれば、納付しているはずである。領収書は、現在所持していない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は、昭和 59 年 8 月 1 日に A 市で払い出されていることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、国民年金の加入手続を行った時点では、申立期間①については、時効により納付することができない期間である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行ったときには納付できなかったもので、しばらくしてから申立期間の保険料として、14、5 万円をさかのぼって納付したと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録によれば、全額免除申請をしていた期間のうち昭和 60 年 10 月から 62 年 3 月までの期間の保険料 12 万 5,640 円を 63 年 5 月 11 日に追納しており、その納付額は、申立人がまとめて納付したと主張している金額に近似して

いることから、当該期間の追納の記憶である可能性がある。

加えて、申立人は、納付資金について、A市B地区に転居したころに知人に貸していた50万円を返してもらい、その一部で納付したと供述しているが、外国人登録原票記載事項証明書によれば、申立人がA市B地区に転居をしたのは、昭和61年5月25日であることから、その時点では、申立期間②については時効により納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 宮城国民年金 事案 726

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から54年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月から54年2月まで

昭和39年の結婚後、年金の手続をしていなかったが、44年10月ごろにA市役所B支所で国民年金の手続を行い、その後は毎月近くのC信用金庫D支店で保険料を納付した。

昭和52年10月に夫が亡くなったときに、知人から遺族年金をもらう人は国民年金をもらえないと言われたが、ずっと保険料を納付してきたのでもらえるはずであると思い、その後もC信用金庫D支店で納付を続けた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和39年に結婚してE町(現在は、F町)からA市に転居した際、国民年金の手続を行っていなかったと供述しているところ、申立人が所持する国民年金手帳(41年4月1日発行)は、旧姓、旧住所のまま発行されていることが確認でき、しかも、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)には、「46.4.1不在確認」「昭和49不在再確認」の押印があることや、A市が保管する国民年金被保険者名簿(紙名簿)にも「不在被保険者」の押印があることから、婚姻後、国民年金の手続を行っていなかったため、申立人の所在が確認できなかったことがうかがえる。

これらのことから、申立期間は、申立人に対して国民年金保険料の納付書の発行や納付勧奨は行われなかったものと考えられる。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳には、昭和 39 年 10 月 2 日に被保険者資格（強制加入）の喪失、54 年 3 月 6 日に被保険者資格（任意加入）の取得の記録が確認でき、A 市が保管する上記名簿も同様の記録となっている。これは、婚姻後は任意加入となるべきところ、種別変更の手続が行われなかったため、強制加入のまま保険料が未納の状態となっていたことから、54 年 3 月 6 日に任意加入した際に、39 年 10 月 2 日にさかのぼって強制加入の資格を喪失したとの処理が行われたものと推認できる。したがって、39 年 10 月から 54 年 2 月までの期間は、国民年金に未加入の期間となり、また、任意加入であることから資格取得日前の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は、毎月、C 信用金庫 D 支店（現在は、G 信用金庫 H 支店）で納付をしており、役所で納付したことは無いと供述しているが、同支店が開設されたのは昭和 51 年 10 月であることから、申立期間のうち大部分については納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月まで  
姉に勧められ、時期ははっきりしないが、桜の咲くころに子供を家に置いて A 市 B 支所に行き、国民年金の加入手続をした。  
保険料は郵送されてきた横長の納付書に現金を添えて、A 市 B 支所や A 市 C 支所で納付した。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立期間は、社会保険事務所の職員が申立人の話を基に時期を特定したもので、申立期間当時の納付書や保険料についての申立人の記憶も明確でなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和 54 年 1 月 31 日に払い出されたことが確認でき、ほかに別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、A 市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、被保険者資格の取得日が 53 年 12 月 27 日で、同名簿の作成日が 54 年 1 月 16 日であることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 宮城国民年金 事案 730

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 9 月までの期間、56 年 4 月から同年 9 月までの期間、57 年 4 月から同年 12 月までの期間、58 年 6 月から 59 年 3 月までの期間及び 59 年 6 月から 62 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から同年 9 月まで  
② 昭和 56 年 4 月から同年 9 月まで  
③ 昭和 57 年 4 月から同年 12 月まで  
④ 昭和 58 年 6 月から 59 年 3 月まで  
⑤ 昭和 59 年 6 月から 62 年 5 月まで

結婚前の昭和 36 年から結婚後の 42 年 5 月までの保険料は、父親に納付をしてもらっていたが、その後は自分で納付した。

申立期間の保険料については、昭和 51 年 10 月から自営業をしていたので、銀行員が毎日のように集金に来ており、国民年金保険料も納付を依頼し、領収証書のある 50 年 1 月 31 日の納付以来、納付しなかったことはない。また、保険料の一部については、友人と一緒に市役所に行って納付したことを覚えており、友人が証言してくれる。

申立期間の前後が納付されているのに、中間が抜けているのが納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、昭和 51 年 10 月以降の保険料については、毎日のように集金に来

ていた銀行員に納付を依頼していたので納付しなかったことはないと主張しているところ、51年10月から62年5月までの期間で保険料を納付した61か月のうち、現年度納付は5か月のみであり、残る56か月については時効で納付できなくなる直前などの過年度納付や時効で納付できなくなったからの特例納付であって、その納付状況は申立人の主張と符合しない。

さらに、申立期間の保険料の一部については、友人と一緒に市役所に行って納付したことを覚えていると主張しているところ、友人は申立期間以前の昭和38年ごろには申立人と一緒に市役所に行ったが、その後は一緒に行った記憶が無いと証言している。

加えて、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）並びにA市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び国民年金被保険者記録票（電子データ）でも未納と記録されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 5 月 28 日から 56 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 62 年 3 月 1 日から平成 3 年 7 月 1 日まで  
③ 平成 10 年 6 月 12 日から 12 年 12 月 1 日まで  
④ 平成 12 年 12 月 1 日から 14 年 6 月 30 日まで

上記期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、被保険者記録が見当たりませんとの回答をもらった。

私は、いずれの事業所でも面接を受けたときに、社会保険制度が完備していると言われて勤務したことを記憶しています。

証明するものは、特に所持していませんが働いていたのは事実なので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

すべての期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間に係る当該各事業所における申立人の雇用保険の加入記録は無い。

さらに、申立人は、同僚等の氏名についてよく覚えていないことから、同僚から話を聞くことができず、申立内容を確認できる周辺事情も見当たらない。

申立期間①については、申立てに係る事業所及び類似の名称について事業所名の検索を行ったが、厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できない。

申立期間②については、A社から、「申立人は、外交員であり、外交員は個人事業主のため、雇用関係にはないので厚生年金保険には加入していない。」旨の回答があった。

申立期間③については、B社の人事記録から、申立期間のうち平成 11 年 7 月 5 日から同年 10 月 31 日まで勤務していたことが確認できるものの、同社から、「申立人は、短期間で短時間のアルバイトとして勤務しており、厚生年金保険の加入実績は無い。」旨の回答があった。

申立期間④については、C社から、「申立人は、平成 12 年春ごろから同年の夏ごろまでD店及びE店に勤務していたが、雇用形態が短時間のパートタイマーなので、厚生年金保険の加入は無い。」旨の回答があった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から同年 12 月まで  
② 昭和 47 年 1 月から同年 8 月まで

申立期間①について、知り合いの人に声をかけられA社に事務員として勤めた記憶がある。

申立期間②について、結婚して家に居た時に、知り合いの人に声をかけられ、B社に事務員として勤務した。冬の寒い日に倉庫で棚卸しをした記憶がある。

いずれの期間も厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立てに係る事業所の事業主によると、申立人は、従業員名簿により、昭和 46 年 4 月 11 日から同年 11 月 25 日まで勤務していたことが確認できたが、同事業所で所持している厚生年金保険被保険者記録には申立人の記録は無く、未加入となっていると回答があった。

また、同事業主によると、従業員については、5、6か月の試用期間を設けており、別にアルバイトとして採用した者もいたが、この場合は、厚生年金保険に加入させていないので、申立人はアルバイトとして勤務していたものと思うとしている。

さらに、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録は存在しない。

加えて、申立人は、申立期間の一部は国民年金に加入（昭和 46 年 11 月 18 日資格取得）しており、保険料を納付（46 年 11 月及び 12 月分）している。

申立期間②について、申立てに係る事業所によると、申立人は、従業員名簿により、昭和 47 年 4 月 1 日から同年 8 月 20 日まで勤務していたとし

ているが、同事業所提出の申立人に係る 47 年 4 月から同年 8 月までの賃金台帳においては、給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、同事業所によると、申立人は昭和 47 年 2 月に面接、同年 4 月 1 日から出勤の記録があり、その後、雇用保険（47 年 5 月 1 日取得、同年 8 月 31 日離職）について加入手続を行ったが、厚生年金保険については加入させていなかったとしている。

さらに、申立人は、申立期間は国民年金に加入しており、保険料を納付している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 1 日から 60 年 6 月 1 日まで  
A社における厚生年金保険加入期間は、昭和 60 年 6 月 1 日から平成 7 年 3 月 8 日までの期間であると社会保険事務所から回答をもらった。  
昭和 49 年の A 社設立当初から代表取締役をしていたので、厚生年金保険に加入していないわけではない。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の A 社の複数の元職員から事情を聴取したが、申立人について、同社が厚生年金保険新規適用事業所となった昭和 51 年 3 月 1 日から厚生年金保険被保険者であったことを裏付ける証言は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人が資格を取得する昭和 60 年 6 月 1 日までの期間に申立人の名前は無く、健康保険記号番号に欠番も無い。

さらに、社会保険庁の記録及び B 市保管の国民年金被保険者名簿から申立人は昭和 36 年 4 月から厚生年金保険被保険者資格を取得する 60 年 6 月 1 日まで 290 か月の国民年金保険料を完納していることが確認できる。

加えて、当該事業所は平成 7 年 3 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主であった申立人に申立期間当時の資料の有無を確認したが、一切保存していないと証言しており、確認ができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 29 日から同年 11 月 1 日まで

私はA社に入社して、保険証を同社からいただき、保険料も給料から差し引かれておりました。

この事実は間違いありませんので、申立期間について船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳から申立期間に係る平成 2 年 8 月 29 日から同年 10 月 30 日までの間、A社所有の船舶B、C社所有の船舶D及びA社所有の船舶Eにそれぞれ乗船していたことが確認できる。

しかし、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録では、A社における申立期間に係る資格取得者に申立人の名前は無く、健康保険記号番号に欠番も無い。

さらに、社会保険事務所が保管する船員保険の任意継続被保険者加入台帳によると申立人は、前事業所で船員保険の資格を喪失した平成 2 年 8 月 9 日からA社で船員保険の資格を取得する同年 11 月 1 日までの間、船員保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 2 日から 44 年 1 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 43 年 2 月 2 日から 44 年 12 月 31 日までにについては未加入期間になっているとの回答をもらった。

私は、A社が開設した施設の建設段階から勤務していたが、申立期間は建設から開業までの期間に当たるものである。

40 年も前のことであるが、間違いなく勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと考えるのが当然である。未加入期間となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が提出した写真並びに当時の上司及び同僚の証言から、申立期間当時、当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所は、昭和 44 年 1 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所になっている。

このことについて、当該事業所の元専務取締役は、「会社を設立した時、社会保険事務所に新規適用事業所の申請に行ったが、新会社の場合、すぐに適用にはならないと言われ、その時点では申請しなかったと記憶している。私自身も申立人と同様昭和 44 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、その前の勤務期間は未加入になっている。未適用期間中は給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言している。

また、元同僚も「私は昭和 43 年 10 月下旬ごろ当該事業所に入社したが、被保険者資格の取得年月日は 44 年 1 月 1 日になっている。入社から資格を取得するまで間、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと思

う。」と証言している。

さらに、当該事業所が所持する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書においても、申立人の資格取得年月日は昭和44年1月1日となっている。

加えて、社会保険庁の記録及び社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも、申立人を始め、代表取締役、取締役、従業員等、計34人が昭和44年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、同日より前に資格を取得している者はいない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 12 月 10 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間が未加入になっているとの回答をもらった。

私は、A社がB市に新規に建設する施設の開業準備を手伝うため、当時勤めていた会社を辞めてB市に転居し、昭和 43 年 4 月 1 日から同年 12 月 10 日まで同事業所に勤務した。

会社として、当然厚生年金保険や健康保険の手続はしていたと考えている。

未加入期間となっていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が提出した写真並びに当時の上司及び同僚の証言から、申立期間当時、当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所は、昭和 44 年 1 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所になっている。

このことについて、当該事業所の元専務取締役は、「会社を設立した時、社会保険事務所に新規適用事業所の申請に行ったが、新会社の場合、すぐに適用にはならないと言われ、その時点では申請しなかったと記憶している。私自身も昭和 44 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、その前の勤務期間は未加入になっている。未適用期間中は給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言している。

また、元同僚も「私は昭和 43 年 10 月下旬ごろ当該事業所に入社したが、被保険者資格の取得年月日は 44 年 1 月 1 日になっている。入社から資格を取得するまでの間、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと

思う。」と証言している。

さらに、社会保険庁の記録及び社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の夫を始め、代表取締役、取締役、従業員等、計 34 人が昭和 44 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、同日より前に資格を取得した者はいない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 1 日から 38 年 6 月 1 日まで  
基礎年金番号に統一された時期（平成 9 年 1 月ごろ）にお知らせがあつて、昭和 33 年からの厚生年金保険について、社会保険事務所に問い合わせたところ、A社（B事業所）における記録が 38 年 6 月からとなっていることが分かった。

当時の仲間と会った際に年金について話したところ、私より後にA社に入社した人が、私より早く厚生年金保険の資格があつたので、おかしいと思つた。

また、平成 20 年 2 月に会った際にも、仲間から、私のA社での厚生年金保険の加入期間はおかしいとの話があつた。

昭和 36 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日までは見習期間で、36 年 6 月 1 日付けで本採用になった。

入社と同時に、以前勤めていたC社の厚生年金保険被保険者証を提出しているので、厚生年金保険に加入していたはずである。

昭和 36 年 6 月 1 日から 38 年 6 月 1 日までA社で働いていたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の昭和 36 年下半期賞与明細表によると、36 年 3 月 2 日に入社していることが確認できるが、当該事業所が保管する給料明細書によると、申立人の健康保険料及び厚生年金保険料が事業主により控除されているのは昭和 38 年 6 月分からであり、申立期間については控除されていないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被

保険者原票及び同事務所の記録によると、申立人の当該事業所に係る資格取得日は昭和 38 年 6 月 1 日である。

さらに、申立期間について、申立人が事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、サービス業が厚生年金保険の適用事業所に拡大されたのは、昭和 61 年 4 月 1 日からであることから、申立期間は任意加入期間であり、当該事業所の元代表取締役は、「健康保険厚生年金保険加入については本人からの申出に基づき手続を行っていたものと思う。」と証言している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月から33年12月まで

私はA社B班の社員として、C地区の工事現場で作業をしていた。

給与明細書等については、あまりにも時間が経過しているため手元には無いが、事業所は福利厚生がしっかりしており、雇用保険、労災事故も保障されていたので、厚生年金保険料も給与から控除されていたと思われる。

申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、C地区にあった「A社B班」に勤務したとしているが、当該事業所名の厚生年金保険適用事業所は見当たらない上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、「A社D出張所」の名称で適用事業所となっていた事業所が存在するものの、管轄するE社会保険事務所を通じ確認したところ、「申立人が当該事業所の厚生年金保険の資格を取得した形跡は見当たらない。」との回答があった。

さらに、F社会保険事務所を通じて、「A社G支店」の記録も確認したが、「当該事業所の被保険者原票（名簿）に申立人の氏名は見当たらない。」としている。

加えて、A社では、「A社B班」という名称の事業所は存在しない上、A社D出張所の被保険者資格の取得者の中にも、申立人の氏名は見当たらない。また、申立人は季節労働者であったようだが、季節労働者については必ず厚生年金保険に加入させていたわけではないことから、申立人は厚生

年金保険には加入していなかったものと思われる。」と回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 46 年 11 月まで  
昭和 45 年 8 月から 46 年 11 月まで、A社B事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間として計算されていない。その間、厚生年金保険料が給料から控除されていたので、認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料は無い上、厚生年金保険料の控除に関する申立人の記憶は不明瞭である。

また、申立人が勤務したとする事業所について、管轄する法務局に照会した結果、当該事業所は登記された形跡が無く、社会保険事務所の記録においても厚生年金保険の適用事業所名簿に見当たらず、かつ、申立期間の雇用保険記録も未加入となっている。

さらに、別の年金手帳記号番号が払い出されていたとする事情も見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 31 日から 41 年 9 月 1 日まで  
60 歳になる時点で、年金記録（加入年数）について社会保険事務所に確認したところ、申立期間については脱退手当金支給として処理されていると回答があった。

どうしても受け取った覚えがないので、再度調査をお願いしたが、退職 1 年後に支払っているという回答でした。

当時は、結婚のための準備で A 市に住んでいました。

退職 1 年後の支払ということはあるのでしょうか。ぜひ支払方法について再度調査（本人の受取確認、現金払か、銀行振込等）をお願いします。

私は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、昭和 36 年 3 月 31 日から 41 年 9 月 1 日までを厚生年金保険の加入期間を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する厚生年金保険被保険者証には、「脱」と押印されていることが確認できる。

また、社会保険庁が保管する申立てに係る事業所の被保険者名簿（マイクロフィルム）に、「脱退 42.7.24」及び「脱退 42.8.1」の表示が確認でき、同庁の記録でも脱退手当金の支給年月日、支給金額など、支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金には、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、同名簿で申立人と資格喪失年月日が同一日及び近い同僚全員に「脱退」の表示が確認できる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金支給を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。